

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 27 日（金）午後 1 時 30 分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、評議員定数 51 名、現在員数 43 名、本日の出席者 28 名、書面による出席 7 名、出席者合計 35 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 7 項の規定によりまして、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに、新たに、ご就任いただきました、評議員の皆様をご紹介申し上げます。西淀川区社会福祉協議会長の森田直彦評議員でございます。浪速区民生委員児童委員協議会長の岩上昭信評議員でございます。

続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。4 月 1 日付けで就任いたしました浅井福祉総括室長でございます。北村福祉総括室次長兼福祉事業課長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（ 資 料 確 認 ）

それでは、乾会長からごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 （あいさつ）

司 会 ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 6 項の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということでございますので、議長を都島区社会福祉協議会の中辻会長にお願いいたします。中辻会長様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

中辻議長 ただ今、議長役としてご指名いただきました、都島区社協の中辻でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により 2 名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、議事録の署名人は、平野区社会福祉協議会長の田中評議員と東成区民生委員児童委員協議会長の上田評議員にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

<第 1 号議案> 平成 27 年度事業報告（案）について

中辻議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告（案）について、説明してください。

西山次長

事務局次長の西山でございます。

第1号議案の平成27年度事業報告(案)につきまして、ご説明申しあげます。
資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

わが国においては、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、完全失業率が良好状態に推移するなど、全体としては緩やかな回復傾向にあるが、依然として被保護世帯は過去最高を記録し、貧困の連鎖による子どもの貧困問題も急務の課題となるなど、経済格差がもたらす厳しい状況が継続しています。

また、人口減少による超高齢・少子社会の進展により、地域での福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進むとともに、社会や家庭機能の変化に伴い、従来の施策や制度のみでは対応しきれない福祉課題・生活課題が山積しています。

このような状況の中、本会としては平成26年度に策定した「中期経営計画」に基づき、区社協活動・地域福祉活動の推進支援を中心に取り組むこととし、区担当制により、区社協への訪問や会議を積極的に行い、課題分析や各区の取組みのフィードバックを重ね、各区共通課題に対するワーキングや研修会の開催、実践事例集の取りまとめなどを通じ、全市的な事業の底上げに務めました。

また、要援護者情報を地域で共有し、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化を図ることを目的とした「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が市内全区で開始されたことを受けて、事業の効果的な推進及び地域の見守りが一層進むよう、研修会・情報交換会の開催や見守り活動の基本的な考え方や留意点等をまとめた「見守り活動の手引き」の作成など、後方支援を積極的に行いました。

さらに、広報啓発活動については、ICTを活用して情報発信力を高め、人材育成においても、職員の資質向上を図るとともに、福祉の視点を持った地域づくりを推進するための地域の新たな担い手不足に対応するため、大阪市地域福祉活動推進委員会の協力を得ながら、地域福祉活動者研修の体系化やプログラムを検討し、今後は広く市民を対象に福祉活動者の育成を進めていくこととしました。

本会では、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後、より一層地域住民から信頼され、期待される社協をめざし、住み慣れた地域で、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けた事業を推進しました。

続きまして2頁をお開きください。主な取組みの実施状況についてご説明申しあげます。

まず、「1 中期経営計画の推進」の(1)社協職員の人材育成でございます。

社協職員としての専門性を高め、今日の地域福祉をめぐる動向や課題に迅速に対応し、自律した組織運営に即した人材を育成するため、研修計画に沿って人材育成を行いました。今年度は、OJT研修を5回実施し、一人ひとりが人材育成の視点を持ちながら日々の業務を遂行するための実践につながる手法を学び、職員全体の意識の向上を図りました。

職員採用については、27年度は、18人の福祉職員を採用いたしました。

また、社協若手職員による検討会を3回実施し、次世代を担う職員育成の場を持ちました。さらには、大阪市との間で締結した「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」に基づき、福祉行政に対する理解を深め、幅広い視点を養うため、本会職員を大阪市福祉局へ2人、計約4か月間派遣いたしました。

(2)の財政基盤の強化でございますが、本会の収入の約8割を占める交付金・

委託料・補助金等について、適正かつ効果的に執行し、健全な経営に努めるとともに、指定管理事業やその他事業も積極的に応募し、11事業を受託いたしました。

(3) 組織の透明性と信頼性の強化でございますが、各区社協における会計実務の実情把握や情報提供等、全区社協を対象に会計事務研修会を開催いたしました。また、広報誌やホームページにより、財務諸表及び現況報告書を公表し、法人の透明性と信頼性の強化に努めるとともに、コンプライアンス委員会に外部有識者を選任し、客観的かつ専門的な視点を活かすための機能強化を図りました。

続きまして、「2 深刻な生活課題の解決に向けた市域からの地域福祉推進の支援」でございます。

(1) 生活課題・福祉課題の予防や早期発見、課題解決力強化のための支援・取組みについてでございますが、孤立死等の深刻な課題を背景として、市内全区で「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が開始されたことを受けて、福祉局と連携・協働のもと、各区社協へ事業の円滑かつ効果的な推進に向けて支援いたしました。また、制度の狭間や複合的な課題を抱える要援護者に対する支援力を強化するため、事例検討を取り入れた研修会を開催いたしました。

さらには、地域における見守り活動が一層推進される一助となるよう「見守り活動の手引き」を作成し、区社協を通じて広く市民へ発信いたしました。また、「生活困窮者自立支援事業」が本格実施される中、相談員へのヒアリングやブロック会議への参加を通じ、現状や課題の把握に努めました。

続いて3頁の(2)区社協活動への支援でございます。

前年度から導入した区担当制による区社協支援を継続し、重点支援項目に基づくヒアリングの結果について、福祉局との共有、各区社協へのフィードバックを行うとともに、区社協活動への個別訪問による助言・情報提供や、特徴的な取組みの情報発信を行いました。

また、地域福祉活動支援部会の協力のもと「地域福祉活動推進方針検討プログラム」として、北区社協を継続的にサポートし、個別の福祉課題に基づき、社協の使命・方向性を協議・検討いたしました。さらには、区社協の地域支援の専門性向上を目的とした「地域支援担当研修会」や研修を通して作成した実践事例集の作成、加えて、介護保険制度改正に伴う「新しい総合事業」の導入を見据えた社協活動・地域福祉活動の方向性を考えることを目的とした研修会を開催いたしました。

(3) 地域福祉のしくみづくりや小地域福祉活動の活性化に向けた課題整理・啓発でございます。

区ごとの地域福祉計画・ビジョンやアクションプランが多くの区で過渡期にある状況の中、大阪市地域福祉活動推進委員会の意見のもと策定した冊子「区における地域福祉のしくみづくりを推進するために」を用いた区社協職員研修を開催し、各区の現状・課題を踏まえた展開策を検討いたしました。また、「地域福祉シンポジウム」を開催し、市民・福祉関係者に対して、先駆的な実践事例や、地域づくりに大切なポイントを発信いたしました。さらに、地域活動の担い手の固定化・高齢化といった課題を踏まえ、若手活動者へのインタビュー企画「世代をつなぐ地域活動者に聞く」を広報媒体で発信するとともに、それらの分析から、新たな参加・担い手育成に向け、全国学会での発表や冊子を通じた発信を行いました。

4頁をご覧ください。

「3 社会福祉法人・施設の組織強化及び地域における公益活動の取組みへの支援」につきましては、社会福祉法等の一部を改正する法律が本年3月に成立いたし

まして、今回の法改正への対応に向け各法人が準備できるよう、市内の社会福祉施設が加盟する大阪市社会事業施設協議会と連携し、「社会福祉法改正への対応～社会福祉法人の求められる姿～」をテーマとした学習会を開催いたしました。

また、地域における公益的な活動への取組みが今後必要とされることを受けまして、各法人を取り巻く状況の変化や求められる姿を改めて認識し、先進的な取組みを市内に限らず他都市の実践事例を参考に、施設に求められる役割や区施設連絡会のあり方や活動をふり返り、今後連絡会自体の活性化に資することを目的に、区社会福祉施設連絡会「全体会・活動報告会」を開催いたしました。

「4 高齢者の介護予防の推進（介護予防ポイント事業）」でございますが、今年度の新規受託事業でございまして、高齢者の介護予防につなげることを目的に、介護保険の介護予防事業として大阪市が実施する介護予防ポイント事業の管理業務を新たに受託し、10月から事業を開始いたしました。本事業は、大阪市在住の65歳以上の方が、介護保険施設などの登録施設・事業所において、入所者・利用者に対する介護支援活動を行うことで、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる事業でございまして、今年度は24区において31回の登録時研修を行い、497人の登録がございました。

「5 災害時のボランティア活動支援体制の強化」でございます。

南海トラフ巨大地震等、大規模災害の発生に備え、災害発生時の区社協との支援体制の構築のため、市・区社協の職員及び大阪市・区役所職員を対象とした「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修会」を開催いたしました。

5頁をご覧ください。「6 広報啓発活動の充実」でございます。

本会広報誌「大阪の社会福祉」は、昭和25年の創刊以来継続し毎月1回発行し、平成28年3月には730号を迎えました。また、発行部数を従来より1,000部増刷して26,000部とし、新たな情報提供先として、近畿圏内の社会福祉士、介護福祉士養成専門学校等へ配布いたしました。また、広く発信力の強化を図るため、ホームページを完全リニューアルし、大阪市社会福祉大会においても、本会のあらましを配布するなど、周知に努めました。

「7 ボランティア・市民活動センターの運営」でございます。

ボランティア・市民活動に関する相談や、市民ボランティア養成講座等を行い、自発的・自律的な市民活動を推進するとともに、団体や企業等の市民活動・社会貢献活動を支援いたしました。

また、増大する地域福祉課題に対応するため、大阪市ボランティア活動振興基金では原資を取り崩しいたしまして、これまでの取組みに加え、リーダー育成・参加しやすいしくみづくり・人材育成を目的とした新たな助成事業「これからの福祉ボランティアを活性化する助成事業」を実施いたしました。

昨年度に引き続き、東日本大震災による避難者の里帰りを支援する「里帰り・ボランティアバス」を2回運行し、延べ81人が参加いたしました。また、「ボランティアビューロー・ボランティア情報センターの発展・強化に関する計画」に基づきまして、ボランティア・市民活動センターが平野区で開設され、市内で合計15区となりました。

「8 社会福祉研修・情報センターの運営」でございます。

福祉人材養成の一環として、社会福祉関係者研修では、福祉・介護職員のキャリアパス推進のため、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を4コース実施いたしました。また、介護職員研修を拡充するとともに新たに「地域を基盤としたソ

西山次長 「一シャルワーク研修」「潜在的有資格者対象研修」「地域福祉活動者研修」等を実施し、延べ6,326人が参加いたしました。市民参加研修では、社会福祉に関する最新情報や関心の高いテーマをとりあげました社会福祉講演会、社会福祉史の市民講座、介護実習講座を実施するなど、市民に対し社会福祉についての知識の普及、啓発を図り、延べ990人が参加いたしました。また、図書・資料閲覧室に所蔵している福祉に関する約38,600点の書籍や雑誌、視聴覚資料等の利用促進のため、インターネットで蔵書検索や分野別リストを配布するほか、facebookも活用し、リアルタイムな情報を発信いたしました。また、市内の福祉従事者の自己啓発・研究発表の機会を提供するため、研究論文や実践報告を掲載した「大阪市社会福祉研究第38号」を発行いたしました。

最後となりますが、6頁をご覧ください。「9 おおさか介護サービス相談センターの運営」でございます。

介護保険の被保険者やその家族、サービス提供事業者等からの来所や電話等による相談を受けまして、地域包括支援センター及び各関係機関との連携強化に努め、情報提供や苦情解決に向けての助言や調整等を行いました。また、福祉活動に携わる市民を対象に、日頃の活動で生じる課題等を話し合う場を提供するとともに、介護保険サービスや認知症に関する知識等を深めることを目的とした大阪市介護相談研修において基本講座、ステップアップ講座を開催いたしまして、今年度は、フォローアップ講座を開催し、地域の人材育成を図りました。

事業報告の提案資料につきまして、以上のとおり、重点事項の実施状況のみ抜粋した内容となっており、ご承認いただきました後に、個別の事業の実施状況並びにこの後に説明いたします決算報告書と合わせ製本を行い、後日改めて、送付させていただきますたく存じますので、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、第1号議案の平成27年度事業報告（案）について、ご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

中辻議長 ただ今の平成27年度事業報告（案）について、説明がありましたが、ご意見ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

＜第2号議案＞ 平成27年度決算報告（案）について

中辻議長 続きまして、第2号議案 平成27年度決算報告（案）について、説明してください。

西山次長 第2号議案の平成27年度決算報告（案）についてご説明申し上げます。

平成27年度補正予算については、すでに審議をしていただいておりますことから、決算額及び予算との差異に着目して主な内容について説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2「平成27年度決算報告書（案）」1頁「資金収支計算書（総括表）」をご覧ください。総括表の各科目の合計額、括弧付の数字が付けられています科目を1枚目の資料2[別紙1]「平成27年度決算（案）の概要について」及び2枚目の資料2[別紙2]「平成27年度資金収支計算書（案）総括表説明資料」

西山次長

に転記しております。

総括表の主な内容につきましては、2枚目のA3の資料2[別紙2]「平成27年度資金収支計算書(案)総括表説明資料」でご説明いたします。

資料の見方ですが、左側に決算額、その右側に予算との差異を示しています。差異については、予算額より決算額が増加している場合はプラス、決算額が予算額を下回っている場合はマイナスを示す△表示となります。内容の右側には属するサービス区分と決算報告書の掲載ページを示しております。

また、全体的な構成としては、左上から順に、二重枠囲みしております経常的な事業運営に関わる「事業活動による収支」、右側上段の固定資産の取得等に係る「施設整備等による収支」、そして積み立てております資金に関わる「その他の活動による収支」の内容と、その下に「資金収支差額」「支払資金残高」の内容等を示しております。

まず、左上二重枠囲みの事業活動資金収支差額(3)でございますが、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた金額でございます。支出増となっており、決算額はマイナス2億2,246万9,383円、予算との差異は5,030万7,617円の増となっております。

内訳をご説明いたします。事業活動収入(1)でございますが、決算額は45億4,641万9,107円、予算との差異は3億3,724万1,893円の減となっております。

その主な内容といたしまして、

②経常経費補助金収入では、決算額が6億4,309万764円、予算との差異は897万4,236円の減でございます。主な要因は、人件費等経費削減によりあんしんさぼーと事業補助金で約896万円の減によるものでございます。

次に、④受託金収入では、決算額が14億8,176万9,505円、予算との差異は2,707万3,495円の減でございます。

主な要因は、要介護認定訪問調査事業で、要介護認定訪問調査および障がい程度区分認定調査の契約件数の減による約1,247万円の減、経費削減や人件費削減により介護サービス相談センター事業で約312万円の減、社会福祉研修・情報センター事業で施設管理の共同体による受託等により約993万円の減によるものでございます。

次に、⑤負担金収入では、決算額が23億3,470万9,310円、予算との差異は2億6,176万9,690円の減でございます。

職員費調整事業において、多様な雇用形態の活用等により、市社協から区社協へ出向している職員の人件費の削減が主な要因となっております。

次に、⑥受取利息配当金収入ですが、決算額は1,627万5,989円、予算との差異は4,155万4,011円の減でございます。

退職積立金事業において、マイナス金利の影響など運用環境悪化に伴う運用益の減によるものでございます。

3月末における退職積立金の状況ですが、右下、枠囲いに記載されていますように、簿価での総額は、23億9,793万2,840円、時価での総額は、29億1,230万9,165円でございます。簿価との差額、いわゆる含み益は5億1,437万6,325円となっております。

続きまして、事業活動支出(2)でございますが、左中ほどに太字で記載いたしておりますように、決算額は47億6,888万8,490円、予算との差異は3億8,754万

西山次長

9,510円の減となっております。その主な要因でございますが、①人件費支出では、決算額が42億3,791万7,263円、予算との差異は2億8,232万7,737円の減でございます。

多様な雇用形態の活用により、区社協への出向職員人件費で約2億7,228万円の減、あんしんさぼーと事業の人件費で約1,157万円の減、社会福祉研修・情報センター事業の人件費で約1,150万円の減によるものでございます。

次に、②事業費支出・事務費支出他では、決算額が4億371万4,863円、予算との差異は2,881万137円の減でございます。入札の導入や徹底した経費削減に努めた結果、要介護認定訪問調査事業で約1,640万円の減、ボランティア・市民活動センター事業で約349万円の減、社会福祉研修・情報センター事業で約810万円の減によるものでございます。

次に、③助成金支出では、8,730万8,675円、予算との差異は8,777万7,325円の減でございます。主な要因は、善意銀行事業で地域福祉活動に係る車輛購入費助成の辞退等により約193万円の減、ボランティア活動振興基金事業で助成件数が見込みを下回ったことにより約8,520万円の減によるものでございます。

続きまして、施設整備等資金収支差額(6)でございますが、右上の二重枠囲いに記載されていますように、固定資産取得に伴う支出により、決算額はマイナス886万5,755円、予算との差異は274万7,755円の減でございます。

次の項目、その他の活動資金収支差額(9)は、その下の二重枠囲いに記載されていますように、決算額は2億1,412万1,501円、予算との差異は1,730万499円の減でございます。内訳といたしまして、その他の活動収入(7)で決算額10億1,248万4,428円、予算との差異は2,072万428円の増でございます。主な要因は、ボランティア活動振興基金事業で助成件数の減に伴う基金取崩し約8,213万円の減、退職給付引当資産の時価評価等に伴う約1億270万円の増によるものでございます。

その他の活動支出(8)では、決算額7億9,836万2,927円、予算との差異は3,802万927円の増でございます。先ほどの退職給付引当資産の時価評価に伴う調整によるものでございます。

なお、③その他の活動による支出にございますように、1次補正でご審議いただきましたボランティア活動振興基金再構築に伴う基金の一部5億円を大阪市へ返還いたしました。

平成27年度の決算額について、1枚目の資料2[別紙1]「平成27年度決算(案)の概要について」でご説明いたします。

今年度の決算額は、円グラフの隣、2収入決算概要及び3支出決算概要の合計欄のとおり55億7,611万7,172円で、前年度に比べ、1億6,362万3,892円の増となっております。

次に、上にごございます資金収支計算書総括表(案)のゴシック体「決算(B)」の下から3段目、当期資金収支差額は、マイナス1,721万3,637円となり、その下の前期末支払資金残高5億3,078万9,400円と合わせますと、最下段 当期末支払資金残高は、5億1,357万5,763円とあいなる次第でございます。

サービス区分ごとの資金収支差額及び支払資金残高の内訳につきましては、2枚目のA3の資料2[別紙2]の右下の囲みにお示ししているとおりです。

また、次期繰越活動増減差額は、9億978万1,982円でございます。

その他の財務諸表につきましては、資料2「平成27年度決算報告書(案)」に記

西山次長 載しております。
法人全体の「事業活動計算書」につきましては 2 頁、「貸借対照表」につきましては 3 頁、「財務諸表に対する注記」につきましては 4 頁、「財産目録」につきましては 6 頁、「法人本部拠点区分の財務諸表」につきましては 10 頁以降、「サービス区分別の財務諸表」につきましては 20 頁以降に記載しております。
以上、平成 27 年度決算につきましてご説明申しあげました。ご審議のほど、よろしくお願い申しあげます。

中辻議長 ただ今、平成 27 年度決算報告（案）について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、後藤監事さんから監査報告をお願いします。

後藤監事 平成 27 年度の業務実施状況および法人の財産状況につきまして、平成 28 年 5 月 20 日、市社協事務局において、私、後藤と中村監事で監査を実施したところでございます。その結果につきまして監事を代表してご報告申しあげます。
平成 27 年度決算にあたり、社会福祉法第 40 条並びに大阪市社会福祉協議会定款第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書、附属明細書を審査した結果、これを正當なものとして認めます。
以上でございます

中辻議長 ありがとうございます。
それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。
(異 議 な し)
異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 3 号議案> 平成 28 年度補正予算（案）について

中辻議長 続きまして、第 3 号議案の平成 28 年度補正予算（案）について、説明してください。

西山次長 第 3 号議案平成 28 年度補正予算（案）についてご説明申しあげます。
今回の補正は、本会の健全経営を図るため経営安定化積立基金への積立てによる補正、5 つの事業会計における前期末支払資金残高の補正につきまして、ご審議をお願いするものでございます。
お手元の資料 3、平成 28 年度補正予算書（案）及び補正予算（案）の概要につきおましては、午前中の理事会におきまして事業区分間の内部取引について消去していたところから、本年 3 月にご承認いただいた当初予算と数字が変わっているところのご指摘を受け、修正いたしており、事前にお送りしております補正予算書（案）と数字が異なっておりますことをご報告いたします。なお、補正予算そのものについてはご承認いただいているところです。
それでは、資料 3 の 1 頁、「平成 28 年度 1 次補正収支予算書（総括表）」をご覧ください。
総括表の各科目の合計額、括弧付の数字が付けられています科目を資料 3 [別紙]

西山次長 「平成 28 年度補正予算（案）の概要について」の表に転記しております。内容につきまして、資料 3 [別紙] の表でご説明いたします。

今回補正額につきましては、支出は、表の中段項目部分、右から二つ目の「今回補正額欄」のその他の活動支出(8)が 1,944 万 2 千円の増額でございます。

この結果、補正後の収入額は、表の上段項目部分、右端ゴシック体の「補正後予算額」の最上段、事業活動収入(1)が 49 億 845 万 9 千円その 2 段下のその他の活動収入(7)が 5 億 8,892 万 8 千円合計いたしますと、54 億 9,738 万 7 千円とあいなります。

補正後の支出額は、表の中段項目部分の最上段、事業活動支出(2)が 52 億 6,603 万 1 千円、その下、施設整備等支出(5)が 200 万円、その下、その他の活動支出(8)が 2 億 5,410 万 7 千円、その下、予備費支出(10)が 1,000 万円、合計いたしますと、55 億 3,213 万 8 千円でございます。

これによりまして、表の下段部分、当期資金収支差額(11)は、マイナス 3,475 万 1 千円となり、補正後の前期末支払資金残高(12) 5 億 1,357 万 6 千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は 4 億 7,882 万 5 千円とあいなる次第でございます。

次に、サービス区分ごとに説明させていただきます。

補正予算書案では、2 頁から 7 頁に掲載しておりますが、同じく資料 3 [別紙] でご説明いたします。

1『法人運営事業』をご覧ください。

本会の健全経営を図ることを目的に平成 27 年度事業からの繰入金の一部を、経営安定化積立基金へ積立をおこなうため、その他の活動支出の「積立資産支出」として、1,944 万 2 千円の増額をお願いするものでございます。

また、前期末支払資金残高を決算で確定いたしました残高に合わせるため、1『法人運営事業』で 2,604 万 9 千円の増額補正、2『第三者評価事業』で 86 万 3 千円の減額補正、3『生活福祉資金貸付事務事業』で 561 万 8 千円の増額補正、4『善意銀行事業』で 572 万 6 千円の増額補正、5『ボランティア活動振興基金事業』で 372 万 9 千円の増額補正を行います。

以上、平成 28 年度補正予算案についてご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

中辻議長 ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 3 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 4 号議案> 理事の選任（補充）について

中辻議長 続きまして、第 4 号議案、理事の選任（補充）につきまして、事務局から説明してください。

輪違局長 事務局長の輪違でございます。

第 4 号議案 理事の選任（補充）について、ご説明申しあげます。

それでは、お手元にお配りしております資料 4 をご覧いただきたいと存じます。

まずは、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団

輪違局長

体の代表者」でございますが、大阪市地域振興会の北尾会長が退任され、現在1名の欠員が生じております。

候補者といたしましては、現在、「区社会福祉協議会の代表者」として理事にご就任いただいております、宮川晴美会長が、平成28年4月1日付けで新たに大阪市地域振興会長としてご就任されましたので、選出区分枠を変更し、引き続きご就任いただきたいと存じます。

また、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございますが、大阪市の人事異動に伴いまして、西嶋善親福祉局長の後任として、諫山保次郎福祉局長にご就任いただきたいと存じます。

任期につきましては、現、定款第9条の規定に基づき、平成28年5月28日から現任期の残任期間であります、平成29年6月2日まででございます。

次に、3月の評議員会においてご報告させていただきましたが、壺阪専務理事が5月31日をもって辞任することに伴い、理事を公募した結果、9名の応募があり、5月18日に外部有識者を含めた選考委員会において理事候補者として西嶋善親氏が決定されましたので、選任（補充）をお願いするものでございます。西嶋氏の略歴につきましては別紙のとおりでございます。

任期につきましては、現、定款第9条の規定に基づき、平成28年6月1日から現任期の残任期間であります、平成29年6月2日まででございます。

なお、新たな専務理事につきましては、定款第8条に基づき、理事の中から会長が指名すると規定されておりますので、会長に理事の中から専務理事を指名していただき、後日、文書にてお知らせさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、第4号議案理事の選任（補充）について説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

なお、議案ではございませんが、社会福祉法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されます。大きく変わる点といたしまして、理事、評議員の役割、任期、定数などがございます。また、評議員については、理事会で選任するのではなく、「新たに定款に定める方法」で選任するとされています。

以上のことから、改正された社会福祉法にそった定款変更を行ったうえで、平成29年4月1日以降の新評議員の選任を平成28年度中に行う必要がございます。

従いまして、評議員の皆さまの任期につきましては、現、定款第18条の規定に基づき、平成29年5月15日まででございますが、平成29年4月1日に社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、平成29年3月31日までとなります。

今後、政省令・通知が発出され、詳細が確定いたしましたら、改めて理事会、評議員会にてお諮りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中辻議長

ただ今、理事の選任（補充）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

予定の議案は、以上です。続いて、報告事項を一括して事務局からお願いいたします。

輪違局長

諸規則等の一部改正につきまして、午前中開催されました理事会にて承認されましたので、ご説明させていただきます。

資料 5-1 をご覧ください。職員就業規則の一部改正でございます。子育ていろいろな相談センターを大阪市から受託しておりましたが、平成 27 年度から他団体が受託したことに伴い、諸規則等の一部改した際の削除漏れでございまして、今回削除するものでございます。

続きまして、資料 5-2、給与規則の一部改正でございます。第 18 条第 2 号に就業規則第 30 条第 3 号による休職期間、刑事休職でございますが、給与、扶養手当、調整手当及び住居手当の 100 分の 60 以内を給与として支給すると規定しておりますが、今回、コンプライアンスの強化の観点からも無給とするものでございます。

続きまして、資料 5-3、職員懲戒規程の一部改正でございます。懲戒の内容及び種類につきまして、現在、別に定めた別表に基づき処分をすることができると定めておりますが、処分事由も多岐に渡っているため、組織の透明性、コンプライアンスの強化の観点から、第 2 条第 2 項に、処分の事由の各項の未遂、又はこれと同視できる行為、その他、処分の事由と同程度の重大な非行行為についても、懲戒処分の対象とすることができる、と追加し、第 3 項に、「本会職員就業規則、職員倫理規程、その他本会の規則、規程に違反した場合については、会長は、別表に照らして軽重を判断し、懲戒処分の対象とすることができる。」を追加するものでございます。

資料 5-4 の常勤嘱託就業規則の一部改正及び資料 5-5 の臨時職員就業規則の一部改正については、大阪市から受託しております高齢者相談支援サポート事業の受託内容が今年度から変更したことに伴い、改正するものでございます。

最後になりますが、資料 5-6、公益通報者保護要綱の一部改正でございます。

事案が発生した場合、組織の透明性の観点から、関連する所属のメンバーだけでなく、外部有識者を含めた調査チームを設置することができるよう、改正するものでございます。

以上、諸規則等の一部改正についてご説明させていただきました。

続きまして、平成 26 年 9 月に策定いたしました中期経営計画の進捗状況につきまして、平成 27 年度の実施状況をご報告させていただきます。

資料 6 の中期経営計画 平成 27 年度実施状況一覧をご覧ください。

この一覧表は、計画の柱としております、本会として取り組むべき 5 つの重点項目の 1 重点項目の (1) の区社協活動・地域福祉活動の推進支援から、(5) 災害に備えた体制の強化、続く 2 の中立・公正な立場にたった事業の展開と、最後の 3 の組織基盤の強化の (1) 人材の育成から (3) 組織の透明性と信頼性の確保までの 3 項目となっております。各項目に対し、実施項目を掲げ、それぞれに平成 27 年度の目標と達成状況を記載しております。

各目標の達成状況といたしましては、全項目は 35 項目ございまして、達成できたものが 18 項目、おおむね (80%以上) 達成できたものが 10 項目、一部のみ達成が 7 項目で、達成とおおむね達成を合わせますと、全項目の約 8 割となっております。

一部しか達成できなかった項目でございますが、一番右端の△印をご覧くださいと存じます。1 頁の法人後見の育成、2 頁のメンタルヘルス対策の推進、3 頁の災害発生時の組織体制の強化の災害マニュアルの改正、4 頁の財政基盤の強化の 3 項目の計 7 項目が一部のみ達成という評価をいたしました。

輪違局長

この中期経営計画は5カ年計画となっておりますが、事業計画にも掲げておりますが、平成28年度は中間期でもございますので、これまでの検証も行い、社会情勢なども見据えた計画の見直しも含め、今後も効果的・効率的に事業を着実に推進し、達成に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、平成28年熊本地震の対応についてご報告いたします。

4月14日、16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする大地震を発端に、周辺地域では強い地震が頻発し、被害が拡大しました。本会では、各区社協とともに、この地震により被害を受けた方々や地域復興支援のための活動を行ってきました。

まず、はじめに、義援金を募るため、受入れ口座を開設したほか、社会福祉センターと社会福祉研修・情報センター内に義援金箱を設置し、各区社協にも義援金箱の設置を呼びかけました。

また、4月20日と28日、区社協の協力も得て、それぞれ朝夕2回、大阪駅前地下街で街頭募金活動を行ったほか、21日と22日には、上本町交差点付近でも行いました。街頭募金でお寄せいただいた義援金総額は、199万3600円でございます。

さらに、現地の状況を的確に把握するため、4月23日から24日の2日間、大阪府社協、堺市社協とともに、先遣隊として職員を派遣しました。

発災以来、4回、「近畿ブロック府県・指定都市社協連絡会」が開催され、現地災害ボランティアセンターの運営支援について協議してきましたが、全社協からも協力要請があったことから、4月28日から、1クール5日間、市・区社協から計2名、「菊陽町災害ボランティアセンター」へ職員を派遣しております。現在8クール目となり、延べ16名の職員を派遣しています。「菊陽町災害ボランティアセンター」が5月21日から「菊陽町生活復興支援ボランティアセンター」と名称を変更し、緩やかに平常時に向かっていることから、第9クール目となる5月30日からは「熊本市災害ボランティアセンター」へ職員を派遣することとしております。

また、6月5日から8日まで、大阪府社協、堺市社協と共同で「ボランティアバス」を運行する予定としております。

本日資料の方はつけておりませんが、専務理事の役員報酬につきまして、ご報告申し上げます。役員報酬につきましては、大阪市の「外郭団体における役職員の採用等に関するガイドライン」に規定された、市OB職員役員報酬の上限額に準じて、平成25年4月1日に「大阪市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程」を定め、報酬上限額を900万円としたうえで、大阪市の改定減額率16.8%を適用し、昨年度は748万8000円としたところでございます。

なお、大阪市社会福祉協議会は、すでに平成26年7月1日に大阪市の条例施行規則が改正され、大阪市の外郭団体の指定が解除されておりますが、本会固有職員の給与について、この4月から大阪市と同様マイナス2.43%の減額改定を行ないましたので、役員報酬についても平成28年度につきましては、報酬上限額900万円を800万円に減額改定したうえで、同率マイナス2.43%を減額し、4月から年額729万8236円としたところでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

中辻議長

ただ今の説明について、何かご質問はありませんか。

以上をもちまして、本日ご審議いただき案件及び報告は、全て終了いたしました。ここで、壺阪専務理事が5月末で退任されるので、一言、ご挨拶いただければと

中辻議長 思います。

壺阪専務 (あいさつ)

中辻議長 それでは、ここで、議長役を終わらせていただきます。ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
本日、ご審議いただきました平成 27 年度事業報告及び決算報告につきましては、製本した後、送付させていただきますので、よろしくお願いたします。
本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。